

弘前市立中学校の部活動改革

令和7年10月27日
弘前市教育委員会

1 部活動改革の趣旨・効果

部活動改革の目的は、子どもたちが継続的にスポーツや文化芸術に親しむ機会を確保し、多様な学びの場を平等に提供することである。中学生の多感な時期において、これらの活動は人生に大きな影響を与えるため、適切な指導と環境整備が重要となる。従来は教員が指導を担ってきたが、働き方改革や専門性の観点から限界に達しており、地域の多様な人材や知見を活用することで、学校外の豊かな学びの機会を創出できる。これにより、子どもたちは個性を伸ばし、自主的な活動を通じて人間性を育むことが期待される。

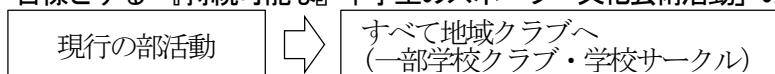
2 部活動改革の方向性

部活動改革を進めるに当たり、市の現状や活動内容の質の維持及び向上を考慮した上で、できるところから、中学生のスポーツ・文化芸術活動の指導面を専門技術を有する外部人材等への委嘱によりクラブ化する方向で見直し、生徒にとっても教員にとっても望ましい「持続可能な」制度の構築を目指す。

クラブ化には、現段階として二つの方法が考えられる。指導面だけでなく、管理面も地域団体等に任せることで「地域クラブ」に移行させる方法と、管理面は学校が行う「学校クラブ」に改革する方法である。

※活動の運営を「指導面」と「管理面」に分けて考えた表現。

3 目標とする「『持続可能な』中学生のスポーツ・文化芸術活動」の改革像



「できるところから」取り組む。

・第1段階…指導面は外部人材等が担うクラブ化率100%を目指す。

※外部人材等には、希望する教員を含む。

・第2段階…学校クラブの改善（第1段階と並行して検討に入る。）

・第3段階…学校クラブから地域クラブへの移行（理想の形）

*部活動及び教員の顧問制度を廃止し、地域移行・地域展開を実現させる。

*希望する教員以外が生徒の活動に携わるのは、原則として、勤務時間内とする。

*市の現状から、将来的にも、全てを地域クラブに移行させることは難しいと考えられるため学校クラブ・学校サークルが一部残ることも想定している。

4 令和8年度から当面、弘前市が目指す中学生のスポーツ・文化芸術活動

7年度まで	⇒ 部活動	8年度から	運営主体	所属できる生徒	指導者	
		地域クラブ	地域クラブ	学校問わず	クラブの職員 希望する教員等	
		学校クラブ	学校	A:学校問わず 又は B:所属校のみ	部活動指導員 クラブコーチ (旧部活動アシスタント) 希望する教員	
		学校サークル	学校	所属校のみ	希望する教員 クラブコーチ	

*部活動のクラブ化を進める。（部活動の指導面を専門技術を有する外部人材等に委嘱する）

*部活動の代替として、「地域クラブ」・「学校クラブ」・「学校サークル」を導入する。

*外部指導者等が決まるまでは、旧部活動が存続し、なるべく複数の教員で担当する。（移行措置）

*外部指導者等は、部活動指導員、クラブコーチ（旧部活動アシスタント）及び希望する教員を指す。

*部活動指導員は学校教育法施行規則に規定された外部指導者で教育委員会に任用された者を指す。

また、クラブコーチは、教育委員会が独自に委嘱する外部指導者を指す。

*「地域クラブ」・「学校クラブ」の活動時間等は、市・教育委員会が定めた指針に従う。

*「学校サークル」の活動時間は、担当教員の勤務時間内とする。

*活動場所は、原則として、旧部活動と同じとする。（地域クラブなどが独自に定めてもよい）

*「学校クラブ」における生徒の移動は、保護者会の協力を得て、県外の大会参加等を除き、現地集合、現地解散を原則とする。（教員の引率業務なし）

5 目指す学校クラブの運営形態

管理部門と指導部門の担当者を分け、学校・指導者・保護者の3者の協力体制で運営する。

《学校》担当教員の活動時間は、原則、勤務時間内とし、主に、事務処理及び指導者・保護者との連絡調整に当たる。【管理担当】

《指導者》部活動指導員、クラブコーチ、希望する教員（承認を得た教員）が担当し、競技力の向上等に向けた指導に当たる。（保護者もクラブコーチに申請可）【指導担当】

《保護者》練習試合等の移動等を含め、活動全般の支援に当たる。【支援担当】

6 教員が指導を希望する場合の対応

活動形態	必要な手続き等	手当等	その他
地域クラブ	・学校長に申請し、教育委員会の承認を得る。	・所属する地域クラブの規定による。	・報酬を得る場合のみ兼職願等を提出する。
学校クラブ	・学校長に申請し、教育委員会の承認を得る。 ・学校は、管理者となる担当教員を配置する。	・指導担当、管理担当の教員は、従来通りの部活動指導手当を請求できる。 (管理担当者は、勤務時間内の活動が原則。)	・保護者会を組織し、活動全般の支援をお願いする。
学校サークル	・学校長の裁量による。	・原則、勤務時間内の活動とする。	

7 継続して取り組む検討事項

◇国及び県の動向の注視。

●地域クラブ創設支援等について、どのような施策が必要か。

●持続可能な制度とすることを考慮した受益者負担の在り方。

・学校クラブの指導者となる教員に対する手当等

・生徒一人一人の活動費支援

・地域クラブ活動費の援助

●市民への周知の仕方について（広報誌発行やホームページの更新等）

○外部指導者を確保する手立て等。

○部活動（学校クラブ等）の競技種目等の精選。

○顧問（管理・指導）の希望制導入に対して、その対応や予想される影響。

○働き方改革と活動時間確保を兼ねた日課表の変更や時差出勤制度の導入。

○保護者会の組織化について。

8 今後の部活動改革における意識改革

○参加したい部活動（クラブ・サークル）が、その学校にない場合もあります。

⇒生徒や保護者の目的に合わせて、地域のクラブや習い事等を選ぶことも可能です。

○部活動（クラブ・サークル）への所属の有無は、必ずしも高校進学に直接影響しません。

⇒入学者選抜に当たっては、各高校の求める生徒像に照らして総合的に判断されます。

○教員は、勤務時間内に管理担当として生徒の活動に関わります。

⇒教育委員会・学校とも、意識改革を含めた働き方改革を更に進めています。

○大会等は、学校対抗だけでなく、多様な形式があります。

⇒クラブや合同チーム単位での大会出場が一般的になります。

○市立学校の場合、教員や生徒も同じ制度や状況で改革を進めるのは難しいことがあります。

⇒学校の規模や地域特性等により状況は異なるため、その実態に合わせて改革を進めることが、より

「持続可能な」運営につながります。